

相談支援体制の構築について

2006年5月11日

相談支援事業はなぜ重要か

市町村の必須事業として

サービス(自立支援給付)の利用プロセスに位置付けられ、総合的相談支援を行う

障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う

自己完結しないでニーズに対する総合的な協働支援を行う

システムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として

自立支援協議会の活用

対応困難事例の検討・必要な社会資源の検討
障害福祉計画の作成関与等

市町村・都道府県の役割について

I 市町村

一般的な相談支援（3障害に対応）

- ・相談、情報提供・助言、連絡調整 等
- ・地域のネットワークづくり

II 都道府県

1 相談支援に関する基盤整備

- ・圏域内の実態把握、評価、システムづくり
- ・相談支援のスーパーバイズ（アドバイザー派遣）
- ・人材育成
- ・広域的調整 等

2 広域・専門にわたる支援

- 障害や支援の特性にかんがみ、市町村域を超えた広域で行うことが適当な支援
- ・発達障害者支援センター
 - ・就業・生活支援センター
 - ・高次脳機能障害への支援 等

3 市町村が行うべきものであるが、地域の事情により、現段階では、十分確保できない場合における支援

（費用は、都道府県と市町村が分担）

- ・専門的職員（精神保健福祉士等）の配置 ※
- ・居住サポート
- ・成年後見制度利用支援

※ 地域自立支援協議会(仮称) の運営評価等に基づき 実施されることを前提

※ 多様な支援方法を想定(相談支援事業者への委託可)

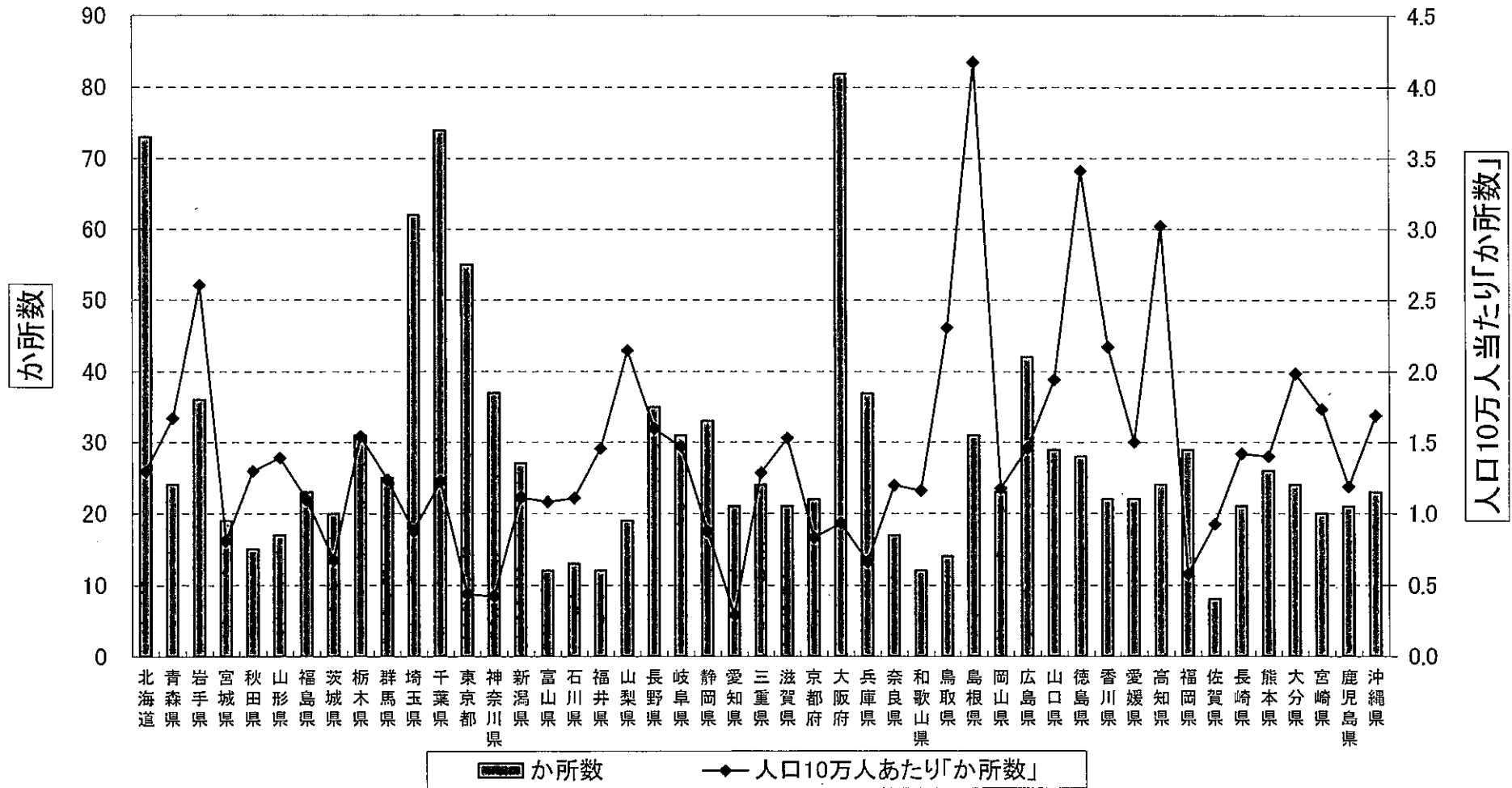
- ① 市町村が委託する相談支援事業者に専門的職員を配置
- ② 県が圏域ごとに委託する相談支援事業者に専門的職員を配置

相談支援事業の現況

- 市町村障害者生活支援事業
413カ所 (平成16年10月1日現在)
- 障害児者地域療育等支援事業
578カ所 (平成16年10月1日現在)
- 精神障害者地域生活支援センター
472カ所 (平成17年4月1日現在)

相談支援事業の現況(都道府県総人口に占める「か所数」の割合等)

※「か所数」は市町村生活支援事業実施事務所、地域療育等支援事業実施事務所、精神障害者地域生活支援センターを合計した数



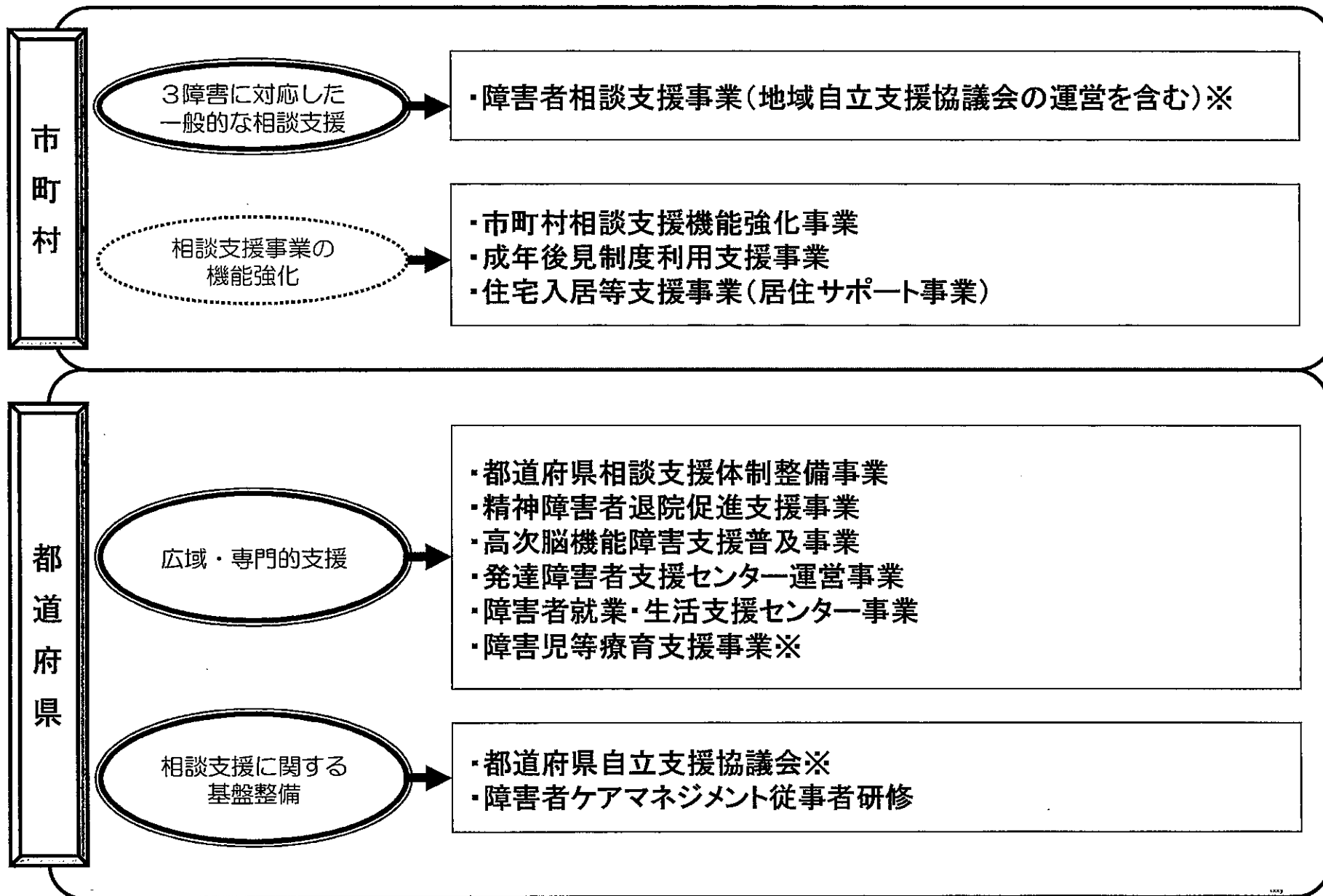
相談支援に関する基盤整備（都道府県の役割）

- 圏域内の実態把握、評価、システムづくり
- 相談支援のスーパーバイズ（アドバイザー派遣）
- 人材育成
- 広域的調整 等



- ① 単独整備できない市町村がある場合や圏域（広域）の相談支援体制を整備する方針がある場合は、支援手順・支援内容を示す
- ② 相談支援体制についての市町村の意向を確認・調整
- ③ 圏域の相談支援体制整備のための会議を開催し、圏域単位の整備方針をまとめる
- ④ 都道府県は圏域内の市町村と調整を行う場合、既存の相談支援事業者の活用方法、専門職員の配置等を検討する
- ⑤ 圏域ごとのネットワークづくり（自立支援協議会）、困難ケースへの対応等を継続して支援する（アドバイザー派遣）
- ⑥ 相談支援専門員の育成支援（相談支援従事者研修事業）を行う
- ⑦ 都道府県自立支援協議会で各市町村、圏域の相談支援体制について評価を行う

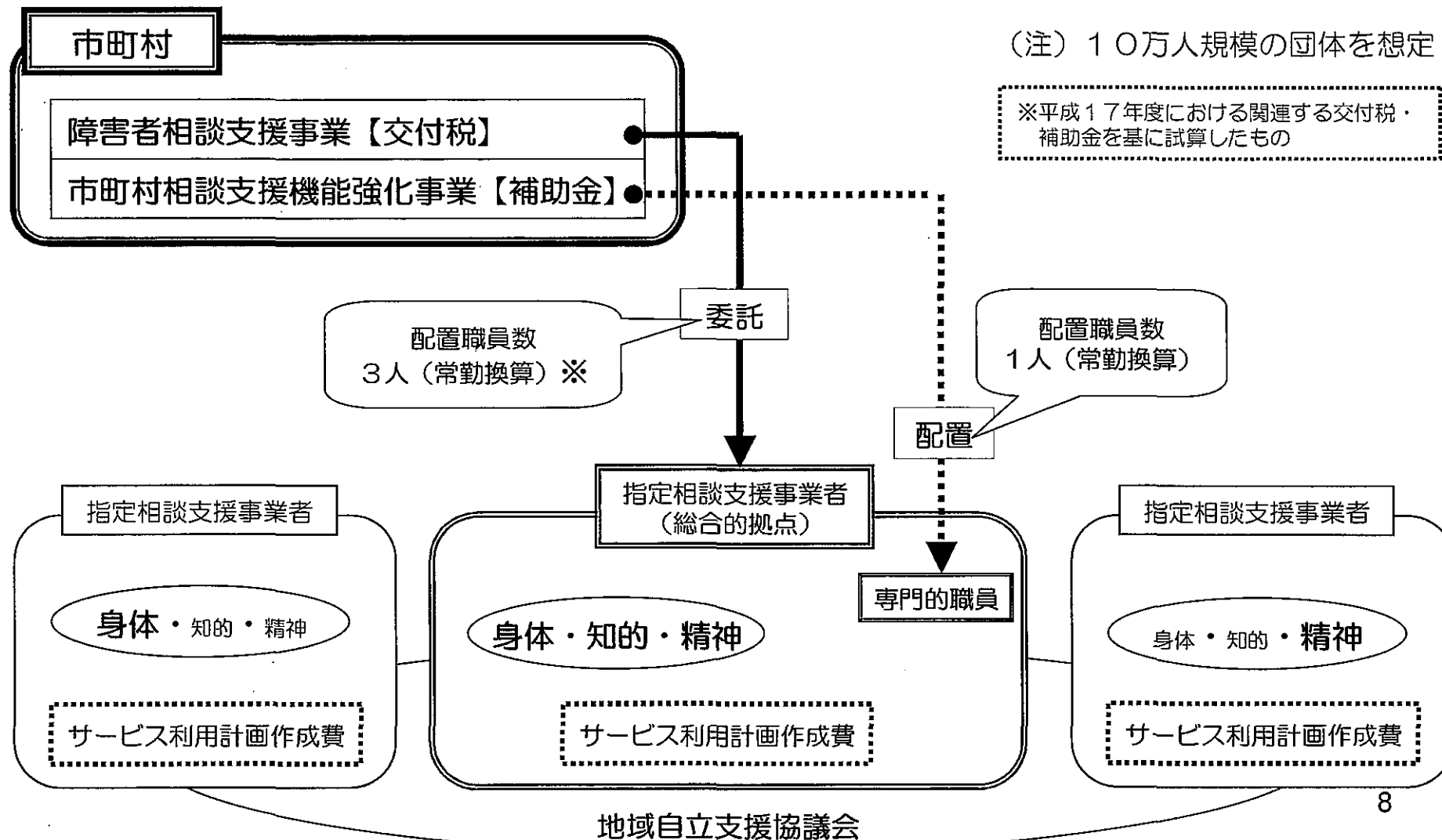
地域生活支援事業における相談支援事業



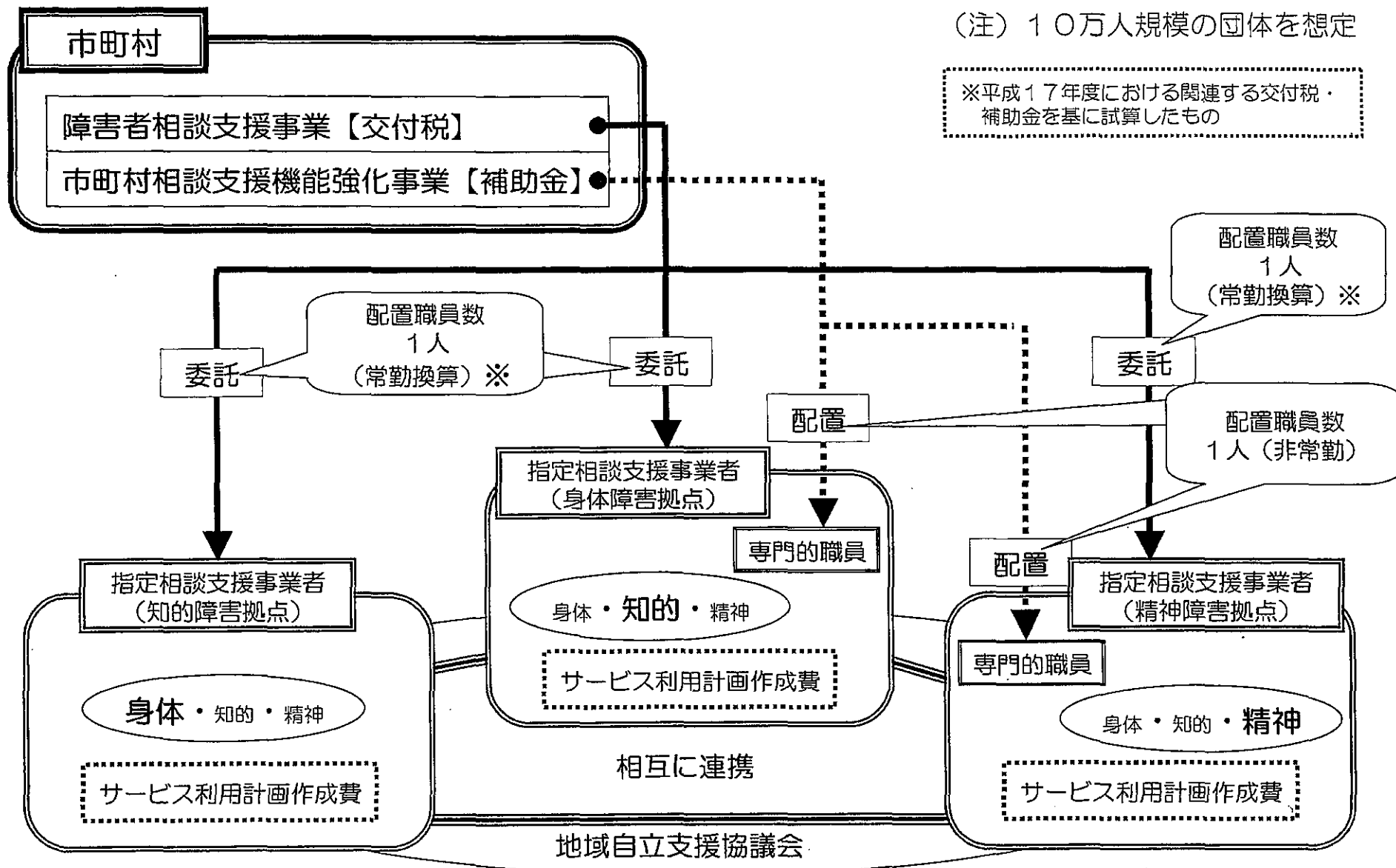
※「障害者相談支援事業」、「都道府県自立支援協議会」は相談支援の基礎的な事業であること、「障害児等療育支援事業」は都道府県の事務として同化・定着している事業であることから、財源は交付税により措置。

市町村における多様な相談支援体制のあり方例（既存事業の再編）

【ケース1】障害種別に関わらず総合的拠点を設置している例

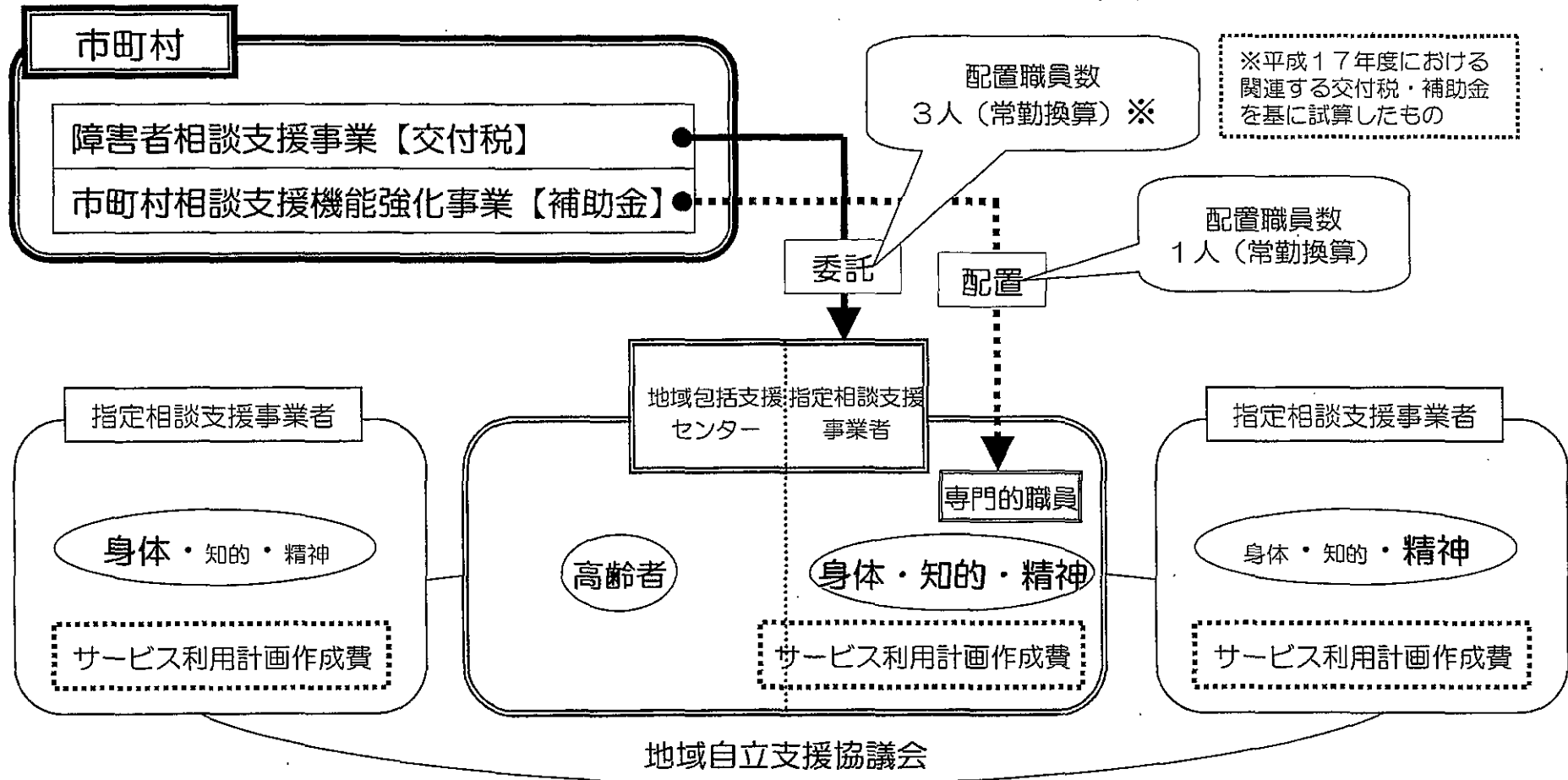


【ケース2】障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携している例



【ケース3】介護保険法に基づく地域包括支援センターとともに総合的な相談窓口を設置する場合の例

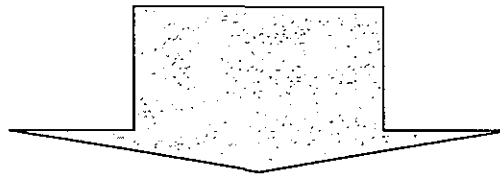
(注) 10万人規模の団体を想定



(留意事項) 地域包括支援センター職員とは別に、障害者の相談支援を担当する職員を専従で配置すること。

どういう戦略で 相談支援体制を構築するか

- 相談支援を地域の連携・協働の中心に据えた地域システムとして構築する
- 相談支援を通じて地域のニーズを把握し、障害福祉計画に反映させる
- 地域の実情に応じてステップアップの視点で構築する



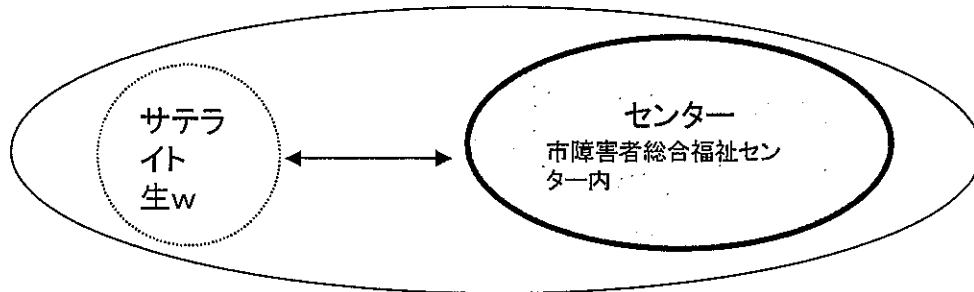
地域全体の支援力を高める

圏域ごとの障害者総合支援センターのイメージ

○ 圏域によって状況が違うため、設置場所等については圏域調整会議で市町村及び地域の社会福祉法人等と調整した。

注) 療C：障害児療育コーディネーター 知C：知的障害者生活支援コーディネーター 身C：身体障害者生活支援コーディネーター
 精C：精神障害者生活支援コーディネーター 生W：障害者生活支援ワーカー 就W：障害者就業支援ワーカー

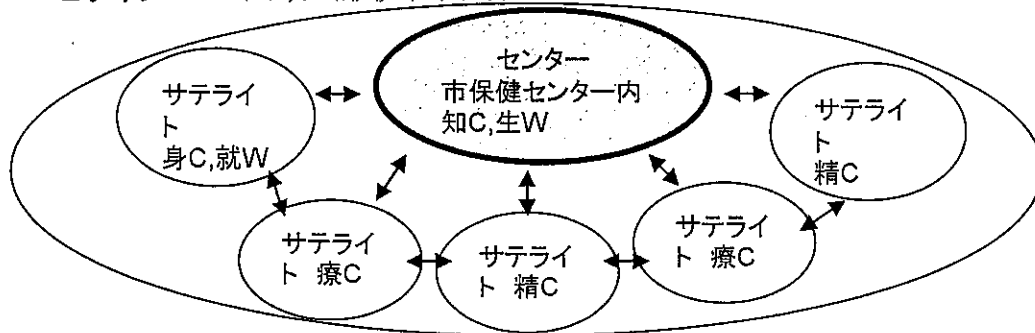
Aタイプ 圏域（佐久、上小、諏訪、上伊那、木曾、大北、北信）



Aタイプの特徴

- 圏域の中心的な市に中核となるセンターを設置し、全て又は殆どのスタッフを配置。
- センターは、市の協力により障害者総合福祉センター等の中に設置します。
- センターが圏域全体をカバーしますが、利用者の利便性から、センターから遠い地域にサテライトを置くことにします。専門的な相談に対しては、センターと連携して迅速な対応に努めます。
- センター所在市の周辺市町村へは、必要に応じて巡回相談窓口を開設します。

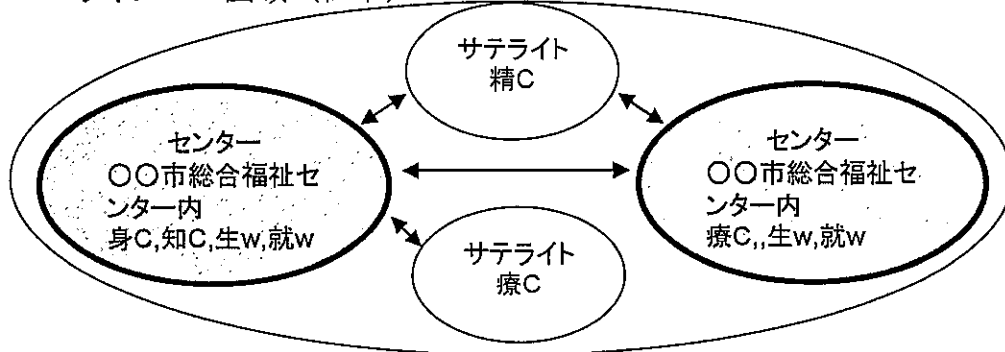
Bタイプ 圏域（飯伊、長野）



Bタイプの特徴

- 圏域の中心的な市に中核となるセンターを設置します。
- センターは、市の協力により保健センター等の中に設置します。
- 中核的なセンターが各センターのまとめ役となり、各センターの連携により3障害の様々な相談に迅速に対応します。

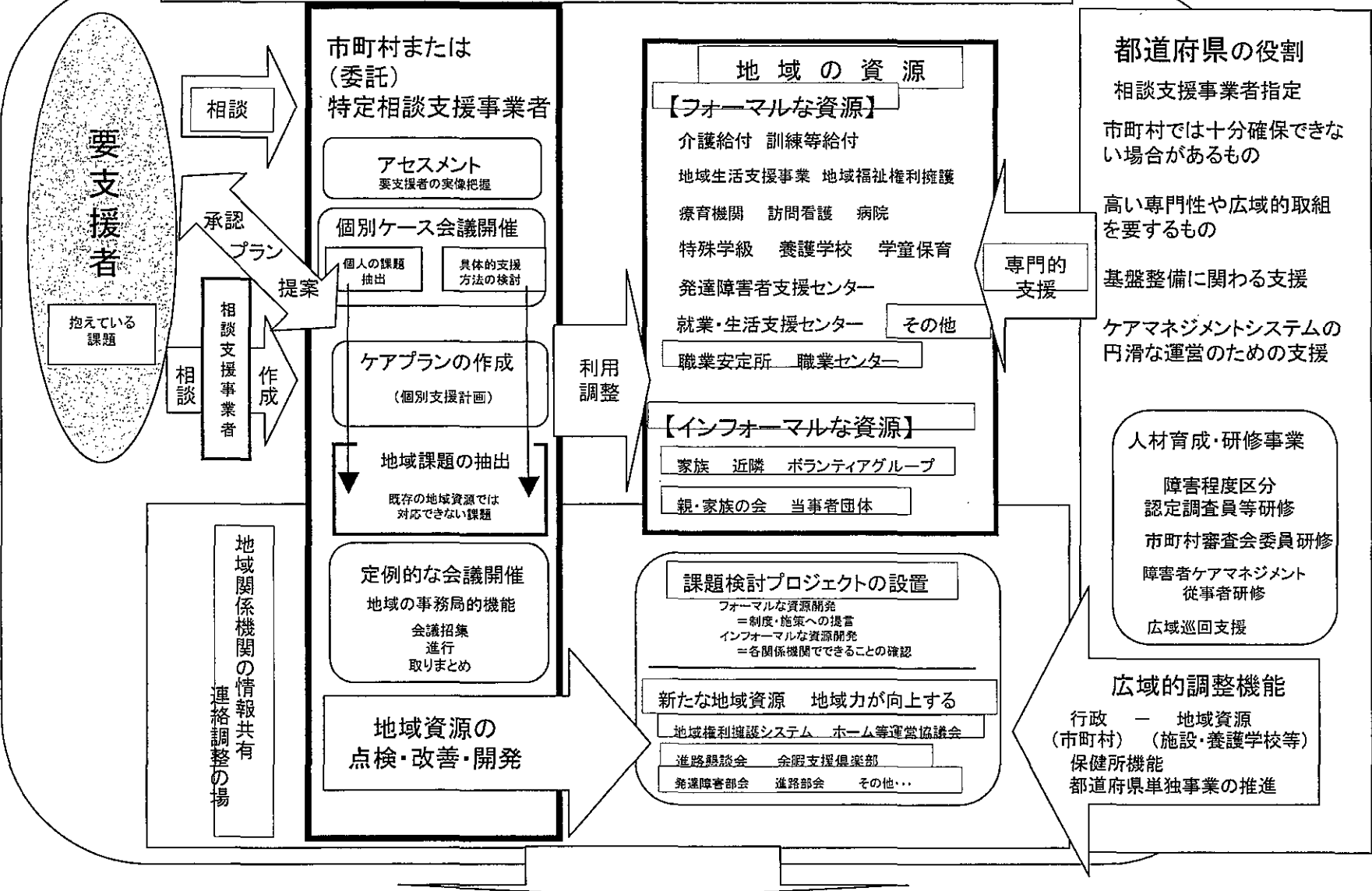
Cタイプ 圏域（松本）



Cタイプの特徴

- 圏域が広く人口規模も大きいため、中核となるセンターを2つ設置します。
- センターは、市町の協力により社会福祉センター等の中に設置します。
- 2センターで圏域全体をカバーしますが、利用者の利便性から、サテライトをいきます。専門的な相談に対しては、センターと連携して迅速な対応に努めるとともに、精神のコーディネーターは2センターでも定期的に相談を受けます。

地域ケアシステム推進会議(相談支援事業者運営協議会)と相談支援事業のあり方の提案



新たな福祉社会の構築

【提出】滋賀県社会福祉事業団 オープンスペースれがーと

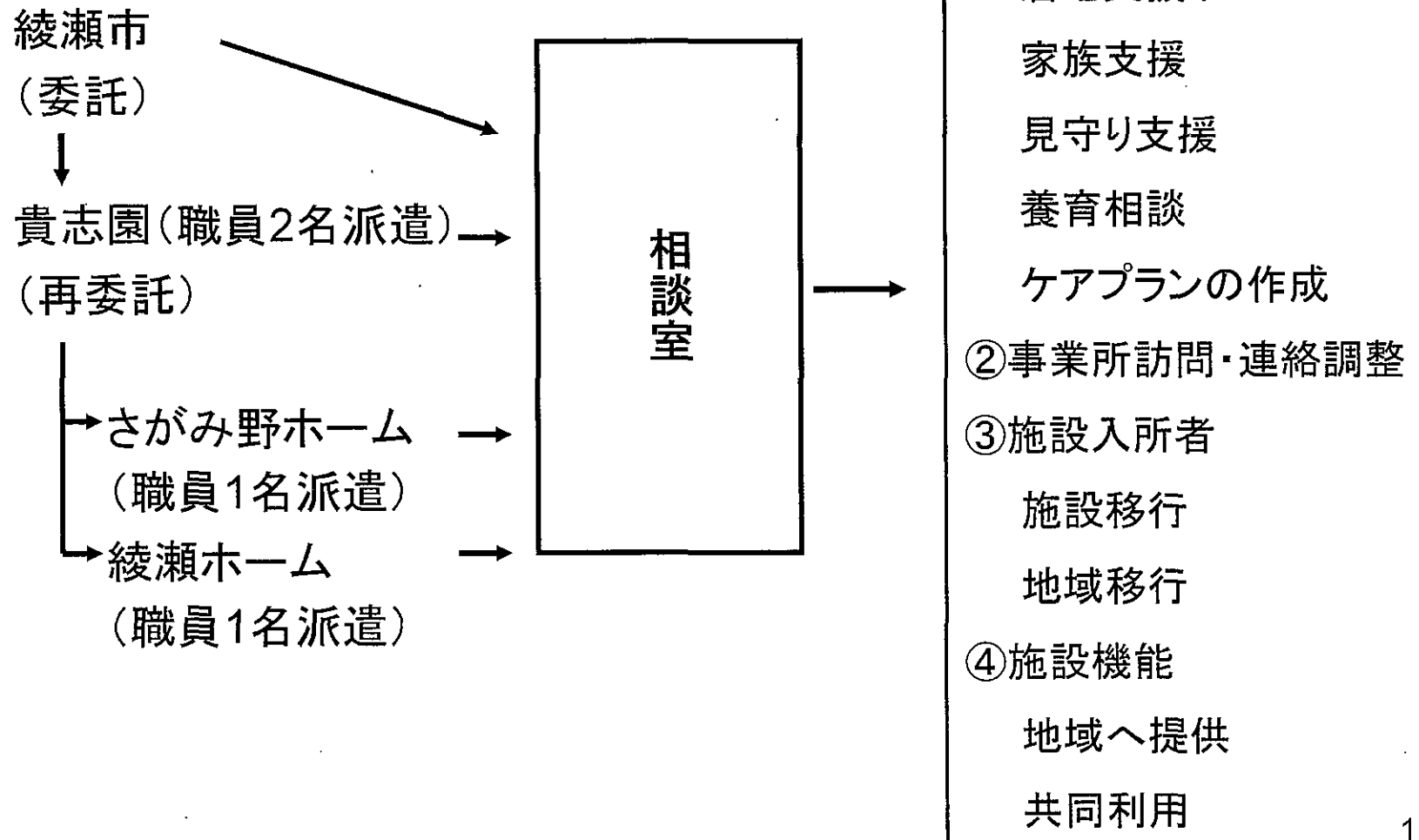
地域の実情から ステップアップの視点で構築①

【神奈川県綾瀬市:人口8万人】

- 知的障害児者相談室の設置(市役所会議室)
- 毎週水曜日に予約で対応(3つの施設の職員が対応)
- 予約受理、記録管理、ケースカンファレンス出席等、市福祉課がバックアップ
- 近い将来、3障害対応、5日開設を行う予定
- 精神障害の対応は、広域で県が調整中

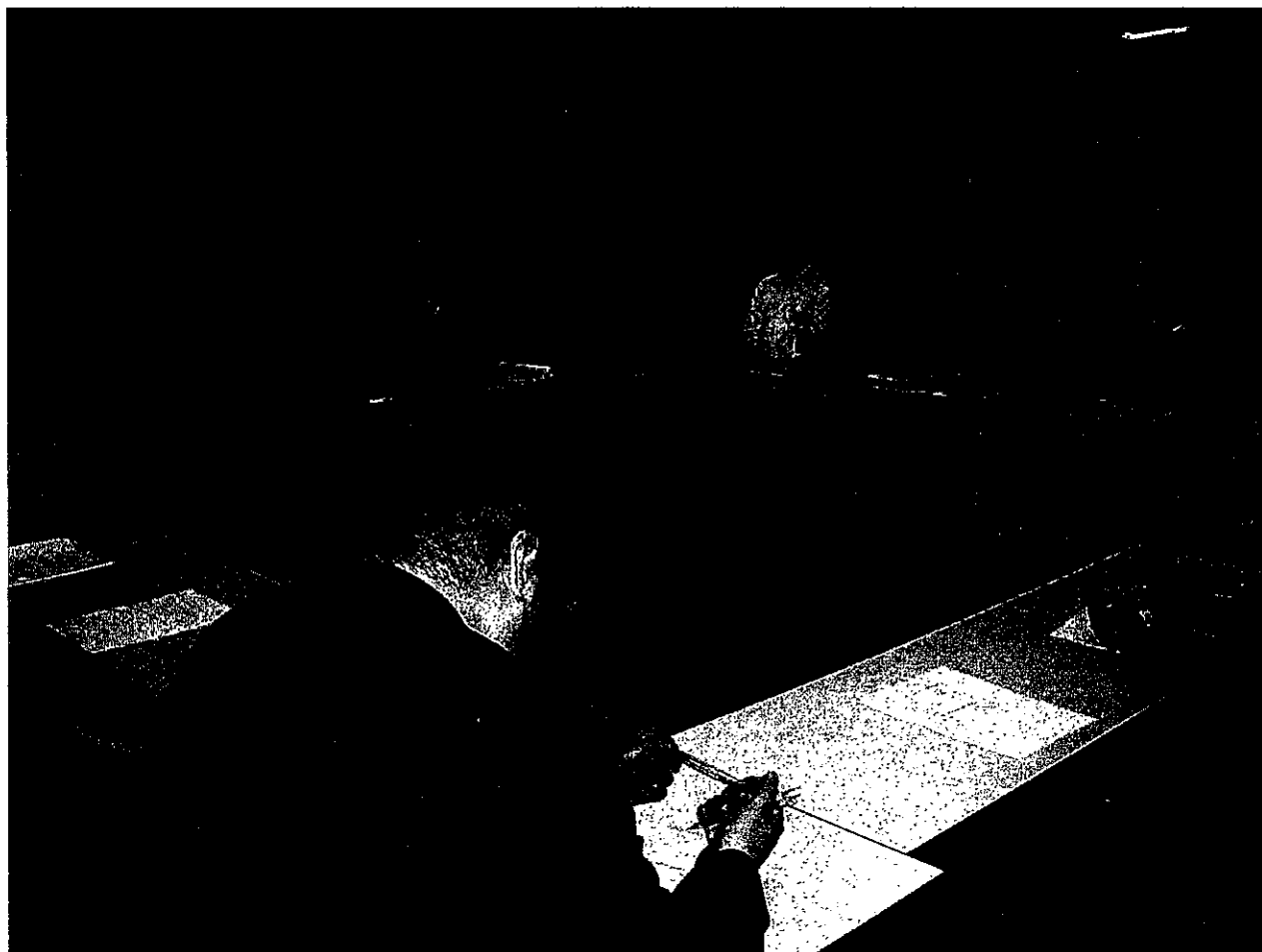
(背景) 障害者ケアマネジメント体制推進事業受託(H13)
任意で継続してケアマネジメント事業を実施(H14)
市単で知的障害児者相談事業が予算化(H16)

共同型ケアマネジメント



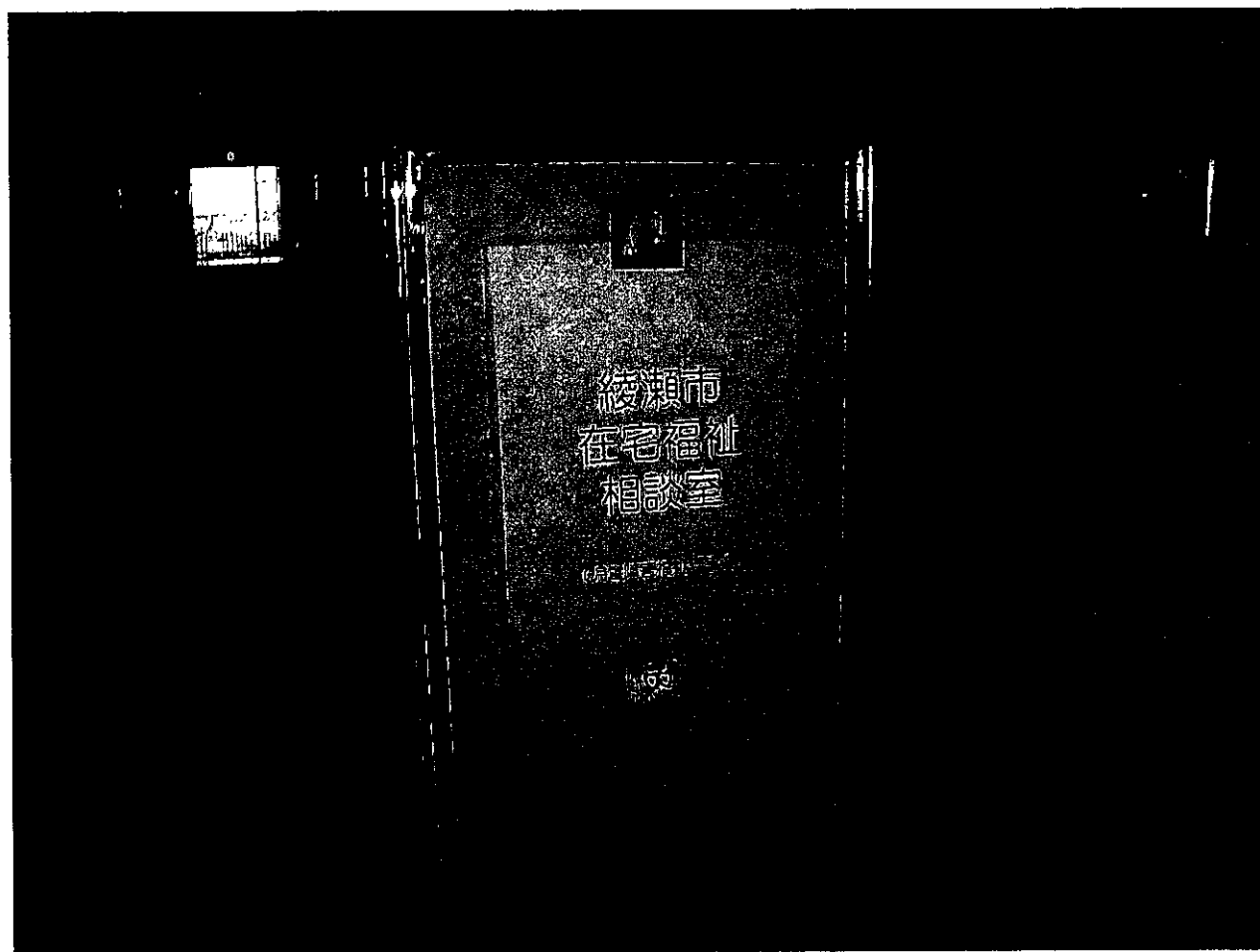
綾瀬市

サービス調整会議



綾瀬市

相談室目印



地域の実情から ステップアップの視点で構築②

【広島県東広島市：人口18万人】

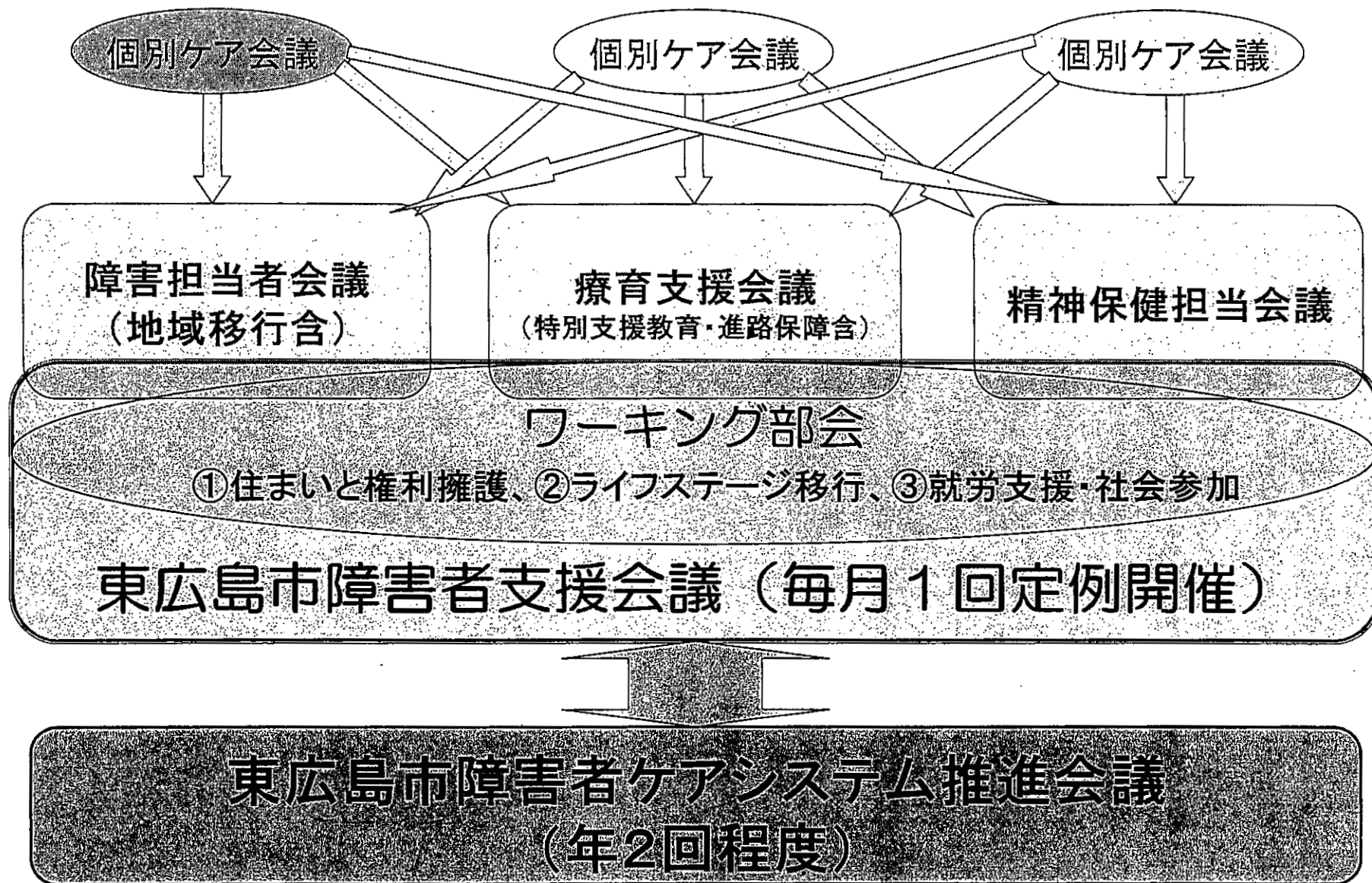
- 相談支援事業(3障害)の設置
- 東広島市障害者支援会議設置
- 支援会議とリンクして計画策定のためのワーキングを実施
- 障害者総合相談センターを地域包括支援センター内に設置を含め検討中

(背景) 障害者ケアマネジメント体制推進事業受託(H12)
支援費制度開始に伴う準備・協議により、相談支援
体制整備を検討
障害者地域生活推進特別モデル事業(H16・H17)
東広島市障害者計画・障害福祉計画策定予定(H18)

東広島市

東広島市障害者支援会議

(障害者計画・障害福祉計画策定委員会WG機能を兼ねる)

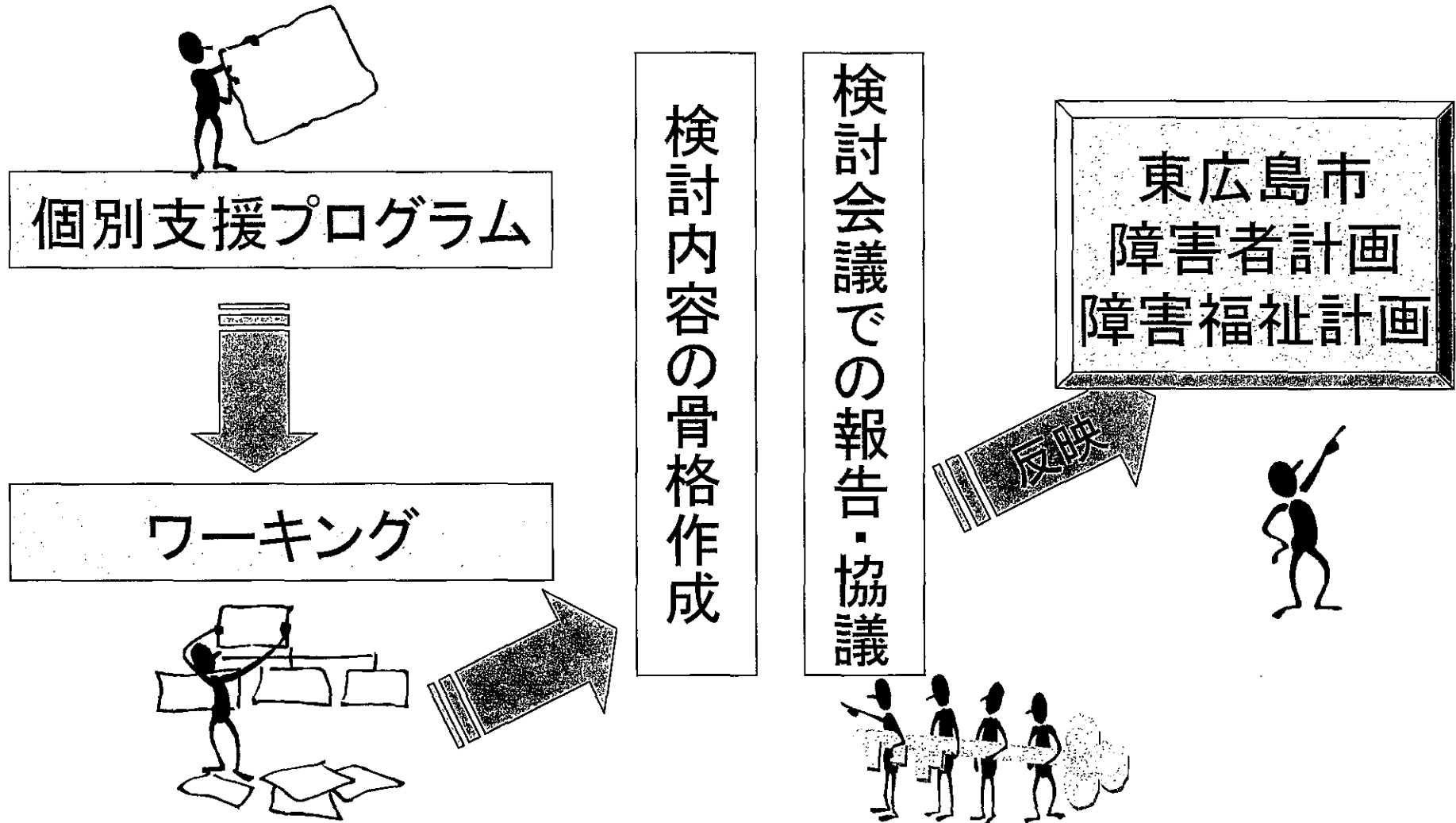


市町への働きかけと支援会議

- サービス調整会議（地域ケア会議）
として
 - ③障害＋高齢者の包括的支援会議の開催
 - ③障害の合同相談会の開催へ発展
- 支援会議の中心的機能
 - ①ケアマネジメント評価
 - ②地域資源の診断
 - ③資源開発
 - ④ネットワーク
 - ⑤情報発信（地域づくりの提言）
- 支援の効果を示すことが重要
- 障害者計画、障害福祉計画への提言の役割を持つ



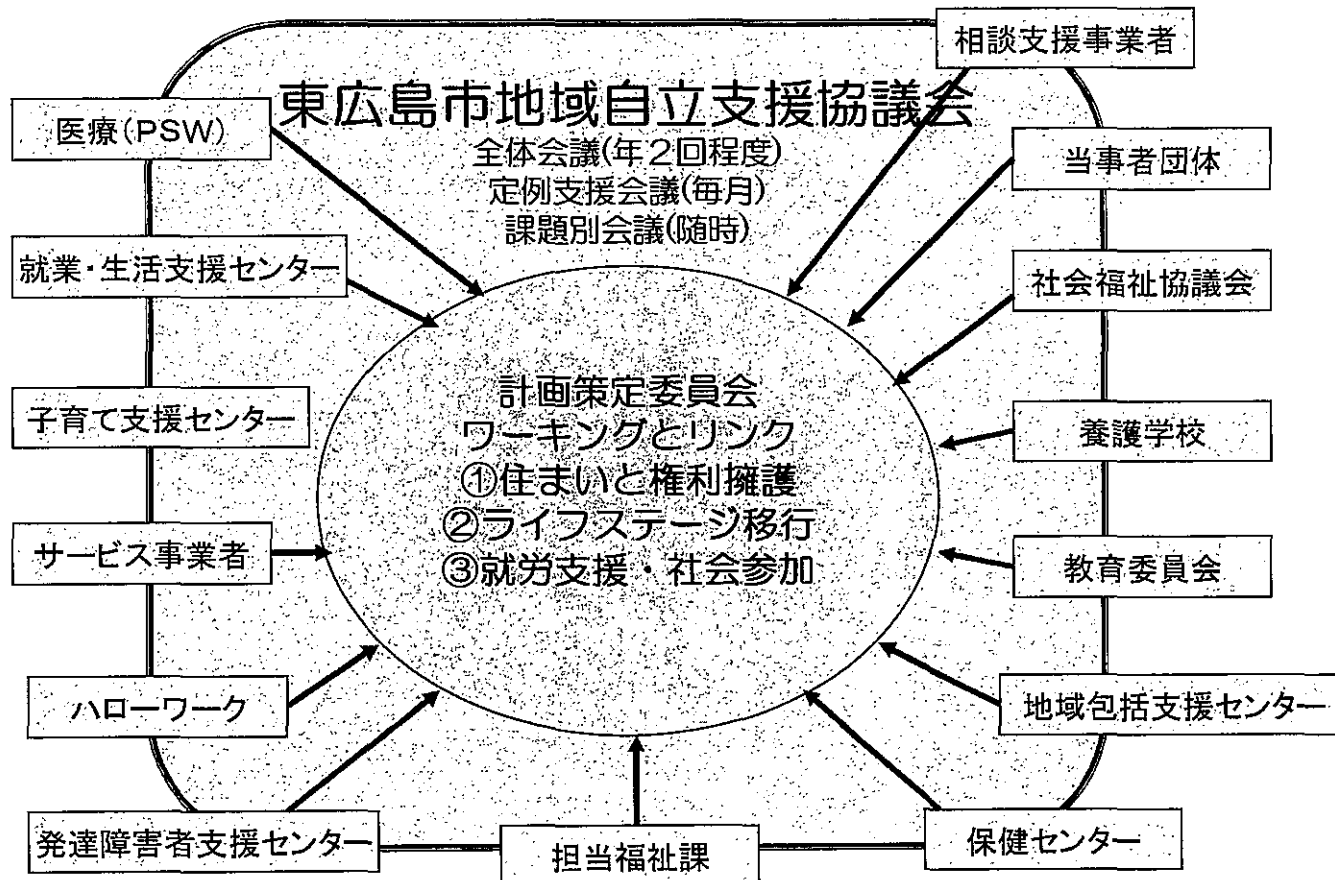
東広島市の支援システムの構築に向けて



地域自立支援協議会の運営 (東広島市のイメージ案)

【地域自立支援協議会の主な機能】

- ① 相談支援事業の実施状況の確認(新規事例全ての報告)・検証
- ② 困難事例などのケースカンファレンスによる課題の抽出
- ③ 課題解決のためのワーキングにもとづくネットワークの形成(資源開発)と支援システムの構築
- ④ 市障害福祉計画・障害者福祉計画策定機能
- ⑤ 情報共有と情報発信



会議次第(例)

1. 報告

- ① 委託相談支援事業者新規相談事例の報告
- ② 相談支援事業者(指定・委託)サービス計画作成費対象事例の報告

2. 協議

- ① ケースカンファレンス
- ② 事例の課題(社会資源の改善内容)の確認
- ③ ワーキング協議内容の検討
- ④ 福祉計画の内容の検討

3. 情報交換

- ① 最新動向について
- ② 各構成員からの情報提供

4. 事務連絡

- ① 次回会議内容の確認

地域自立支援協議会

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。〔交付税〕

【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

【主な機能】

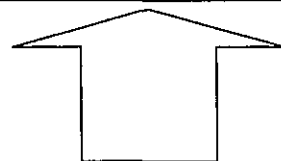
- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

【地域の実情に応じた運営】

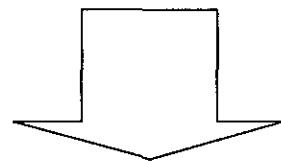
権利擁護等の分野別のサブ協議会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで実施

地域自立支援協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)



地域自立支援協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える